

平成29年度の 就学援助のお知らせ

教育委員会では、次のいずれか該当する世帯に対して学用品費などを援助しています。

- 対象
 - ①生活保護が停止か廃止になった世帯
 - ②町民税が非課税か減免になった世帯
 - ③個人事業税や固定資産税が減免になった世帯
 - ④国民年金保険料の免除、国民健康保険料が減免、又は徴収が猶予された世帯
 - ⑤児童扶養手当を受給している世帯
 - ⑥世帯更生資金を利用している世帯
 - ⑦公共職業安定所に登録している、日雇い労働の世帯
 - ⑧その他経済的に困りの世帯
- 援助内容 学用品費、修学旅行費、新入学用品費、学校給食費、体育実技用具費、医療費、PTA会費、生徒会費
- 提出書類
 - ・就学援助費申請書（各学校にあります）
 - ・平成28年分源泉徴収票や確定申告書の写し
 - ・対象の世帯であることを証明できる書類の写し
- 申込み 5月10日【水】までに各学校へお申込みください。小学校と中学校にお子様に通学している家庭は、それぞれの学校に申請書を提出して下さい。
- 問合せ 教育委員会 学校教育グループ
☎27-2494

スクールバス運行業務運転手募集

教育委員会では、スクールバス運行業務運転手（1名）を次により募集します。

- 応募資格 原則として町内在住の方で、65歳以下の方（平成29年4月1日現在）
- 勤務時間 午前6時30分～午後6時30分のうちの7時間45分
- 勤務日 土曜・日曜・月曜を除く毎日
- 賃金 月額177,200円（賞与あり）
- 勤務期間 平成29年5月1日～平成29年10月31日
（平成30年3月31日まで更新の場合あり）
- 応募資格 大型自動車免許を取得している方
- 応募方法 履歴書（写真貼付）と免許証の写しを添えて提出（郵送可）して下さい
- 応募期限 平成29年4月12日（水）必着
- 選考方法 面接選考となりますので、後日通知します
- その他
 - ・応募がない場合または選考の結果によっては、任意採用する場合があります。
 - ・社会保険などは、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に基づいて適用されます。
- 応募・申し込み 〒059-1601
厚真町京町165番地
厚真町教育委員会 学校教育グループ
☎27-2494

厚真町育英資金貸付のご案内

大学、短大、専修学校など対象

平成29年度の厚真町育英資金新規貸付の申し込みを受け付けます。

- 貸付対象者（1）短期大学、大学、大学院（防衛学校等は除く）
 - （2）高等専門学校（第4・5学年）
 - （3）専修学校専門課程（修業年限が2年以上に限る）
 - （4）国外において、（1）～（3）に掲げる学校に担当する教育内容を行う学校
- 上記（1）～（4）に該当する学孝の新規入学者が在校中で、保護者が厚真町在住の方。
- 貸付月額 月額6万円を限度に1万円単位の希望額
 - 貸付方法 希望する金融機関の貸付（保護者等）の口座に毎月振り込みます。（初回のみ4～7月分を7月中旬）に振り込みます。）

- 利息 無利子
- 返済方法 卒業後、6カ月据え置きで、借りた期間の3倍の期間で口座振替等により返済していただきます。
- 選考基準 町育英資金選考基準に基づき、成績、学習意欲、家庭の所得等を考慮し貸与者を決定します。
- 提出書類
 - ①申請書（教育委員会にあります）
 - ②在学証明書
 - ③成績証明書（最後に在学していた学校の証明書）
 - ④健康診断書（入学後、学校で受けた結果の写し）
 - ⑤課税資料閲覧承諾書（教育委員会にあります）
- ※1月2日以降に、転入してきた世帯員がいる場合は、その方の平成29年度所得証明書（平成28年分所得）
- 申込期限 平成29年5月31日（水）まで
所得証明書は平成29年6月15日（木）まで
- 申し込み 教育委員会 学校教育グループ
問い合わせ ☎27-2494